

意見募集案件	北広島市国民保護計画の修正について
担当課	総務部 防災危機管理室 危機管理課 電話 011-372-3311 内線 3371
意見募集期間	令和5年6月30日(金)から令和5年7月31日(月)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇市役所(危機管理課)及び各出張所 ◇エルフィンパーク市民サービスコーナー、図書館(本館)、中央公民館 ◇北広島団地住民センター、ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島6月15日号(概要のみ)
意見の提出方法 ・提出先	<ul style="list-style-type: none"> ・書面(様式自由)による提出 ・オンラインによる提出(市ホームページから提出) ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名・電話番号・対象案件を記入のこと <p>※住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。</p> <p>※市外にお住まいの方は、北広島市との関係を記入してください。(通勤・通学等)</p>
	<p>総務部 防災危機管理室 危機管理課</p> <p>郵便番号 061-1192 (住所不要)</p> <p>電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-373-2903</p> <p>電子メールアドレス: bousai@city.kitahiroshima.lg.jp</p>
検討結果の公表 予定時期	令和5年8月中旬頃 ※提出意見(提出がなかった場合は、その旨)、提出意見を検討した結果及びその理由をホームページで公表します。
対象となる政策等 の内容	<p>(1) 案を作成した趣旨、目的、理由</p> <p>国民保護法の規定に基づき国が定める「国民の保護に関する基本指針」が、これまでの間数次にわたり改定されており、これに伴い「北海道国民保護計画」も数次の修正を経ていることから、北広島市国民保護計画についてもこれらとの整合性を図るため、所要の修正を行うものです。</p> <p>(2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要)</p> <p>別添「北広島市国民保護計画(案)」等のとおりです。</p> <p>(3) その案の根拠となる法令の規定</p> <p>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律</p> <p>(4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等)</p> <p>上位計画の改正等を踏まえ、国民保護措置の強化等を図ることにより、市民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃等による被害を最小限に抑えることができます。</p>
対象となる政策等 の原案	別添「北広島市国民保護計画(案)」のとおり
その他	寄せられた意見を参考に、令和5年8月に北広島市国民保護協議会に諮問し、北広島市国民保護計画を修正します。